

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科教授会規程

〔平成18年4月1日〕
規則第56号

改正 平成20. 3. 1 19規則96 平成20. 4. 1 20規則26
平成27. 2. 19 26規則42 平成28. 9. 29 28規則9
令和6. 2. 15 5規則48

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則第7条第2項の規定に基づく大学院理工学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 研究科教授会は、次に掲げる教員をもって組織する。

(1) 研究科長及び副研究科長

(2) 大学院理工学研究科の教育・研究担当を命ぜられた教授

2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会は、同項第2号以外の本学専任の教員のうち、教授を加えて組織することができる。この場合、その都度、理由を付して教育研究評議会に報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、必要と認めた事項については、研究科教授会の議を経て、連携教授を加えることができる。

4 研究科教授会は、必要に応じて拡大研究科教授会を組織することができる。

5 研究科教授会は、その定めるところにより、研究科教授会構成員のうち一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。この場合、研究科教授会の定めるところにより、代議員会の議決をもって、研究科教授会の議決とすることができる。ただし、研究科教授会が定める代議員会の審議事項については、教育研究評議会に報告し、学長の下承を得るものとする。

(審議事項等)

第3条 研究科教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学院学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、学長が定める教育研究に関する重要な事項

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 研究科教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。ただし、研究科長

に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名した副研究科長がこれに代わる。

2 議長は、研究科教授会を主宰する。

3 議長が必要と認めたとき又は研究科教授会構成員の3分の1以上の請求があったときは、議長は臨時に研究科教授会を招集する。

4 研究科教授会は、研究科教授会構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、外国出張、研修旅行、長期療養等により出席できない旨をあらかじめ研究科長に届け出た者は、研究科教授会の議を経て、研究科教授会構成員の数に算入しないものとする。

5 議事は、出席した研究科教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 研究科教授会は、研究科教授会構成員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 研究科教授会の事務は、学務部大学院理工学研究科支援室において処理する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の適用日前に、埼玉大学教授会規則による理学部教授会並びに工学部教授会の議決事項及び埼玉大学大学院研究科委員会規則による理工学研究科委員会の議決事項は、この規則中の相当する規定により研究科教授会が行った議決事項とみなす。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20. 4. 1 20規則26)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 2. 19 26規則42)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 9. 29 28規則9)

この規程は、平成28年9月29日から施行し、平成28年9月15日から適用する。

附 則 (令和6. 2. 15 5規則48)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。